

平成22年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第2号）

9月7日（火）午後1時3

0分開議

日程第 1 一般質問

第6番議員 柳 勝次 議員

第13番議員 渋谷 登美子 議員

出席議員（13名）

1番 畠山 美幸 議員

2番 青柳 賢治 議員

3番 金丸 友章 議員

4番 長島 邦夫 議員

5番 吉場 道雄 議員

6番 柳 勝次 議員

7番 河井 勝久 議員

9番 川口 浩史 議員

10番 清水 正之 議員

11番 安藤 欣男 議員

12番 松本 美子 議員

13番 渋谷 登美子 議員

14番 藤野 幹男 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	杉 田 豊
書 記	久 保 か お り
書 記	石 橋 正 仁

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
高 橋 兼 次 副 町 長	
安 藤 實 総 務 課 長	
井 上 裕 美 政 策 経 営 課 長	
中 西 敏 雄 税 務 課 長	
中 嶋 秀 雄 町 民 課 長	
岩 澤 浩 子 健 康 福 祉 課 長	
簾 藤 賢 治 環 境 課 長	
新 井 益 男 産 業 振 興 課 長	
木 村 一 夫 企 業 支 援 課 長	

田	邊	淑	宏	都 市 整 備 課 長
大	澤	雄	二	上 下 水 道 課 長
田	幡	幸	信	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
加	藤	信	幸	教 育 長
小	林	一	好	教 育 委 員 会 こ ど も 課 長
大	塚		晃	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長
新	井	益	男	農 業 委 員 会 事 務 局 長
				産 業 振 興 課 長 兼 務
松	本	武	久	代 表 監 査 委 員
安	藤	欣	男	監 査 委 員

◎開議の宣告

○藤野幹男議長 皆さん、こんにちは。ただいま出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、平成 22 年嵐山町議会第3回定例会第7日の会議を開きます。

(午後 1時30分)

◎諸般の報告

○藤野幹男議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

これから一般質問を行います。会議規則第63条の準用規定にかかわらず、3回までの質問回数を制限しない一問一答方式を引き続き試行いたします。

◎一般質問

○藤野幹男議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

◇ 柳 勝次 議員

○藤野幹男議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号6番、柳勝治議員。

初めに、質問事項1の高齢者の所在不明問題についてからお願いいたします。

〔6番 柳 勝次議員一般質問席登壇〕

○6番(柳 勝次議員) それでは、第6番議員、柳 勝次、議長の許可を得ましたので、通告書に基づき次の大項目3点について質問をいたします。

まず、第1点目ですが、高齢者の所在不明問題について、小項目3点についてお伺いいたします。

7月20日の新聞に「困窮10年炎暑の死」という見出しで、1面のトップニュースとして大きく取り上げていた記事がありました。さいたま市の76歳の男性老人で、息子もいたようですが、病弱で働けず、しかも生活保護も認可されず、わずかな老人の年金で生活をしていたため、10年間電気、ガスなしで暮らしていたが、結局この暑さのため、熱中症で亡くなられたという大変痛ましいお話が載っておりました。

内容を見ると、この親子は近所との交流もなく、夜も暗い中でひっそりと暮らしていたとのことで、ここ1カ月高齢者の所在不明問題が大きくクローズアップされています。子供の虐待も含めて、上述のような地域コミュニティーの弱体化が一つの原因と考えられます。

この問題については、町長も常に頭を痛めているようですし、また過日の新聞によると、嵐山町も高齢者の所在不明を再調査するとの報道もされていきました。そこで、質問いたします。

まず、1点目ですが、国では100歳以上の方たちを調査しているようですが、本町内では80歳以上の高齢者の所在不明者の有無はどうなっているかお聞きいたします。

続いて、2点目ですが、高齢者の現況確認を現在どのようにしているのかお聞きいたします。

続いて、小項目3点目の質問に移ります。私は、この3月議会で子供の虐待について質問をしました。そのときの対応者からの答弁では、嵐山町

要保護児童対策地域協議会を設置して、速やかな対応をしているとの答弁でした。しかし、機能面で不安なところもあり、要望をしておきましたが、そういった面で地域の子供やお年寄りを見守るため、警察署、消防署、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、区長会、民間の新聞販売店、東京電力等によるネットワークを立ち上げて、子供やお年寄りに何か異変があれば窓口に即連絡し、連携して対応できるようなシステムを構築したと思いますが、町のお考えをお聞きいたします。

以上、小項目3点について明快なご回答をお願いいたします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 まず、質問項目1の(1)、80歳以上の高齢者の所在不明問題についてお答えをいたします。

100歳以上の方は、町に4人いらっしゃいます。4人の方につきましては、在宅の方がお二人、そのうちお一人の方は介護サービスの利用があり、もう一人の方は民生委員さんからの情報により、所在を確認しております。他のお二人の方につきましては、介護保険施設及び病院に入所、入院をされております。

80歳以上の方の所在につきましては、具体的な方法により確認しておりませんが、毎年民生委員さんによる社会調査を実施し、高齢者や心身障害者などの要援護者の把握に努めております。こういった中で、所在

が不明な方の情報は、現在のところありません。

次に、質問項目1の小項目(2)、高齢者の現況確認についてお答えいたします。

高齢者の現況確認につきましては、平成19年度から開始いたしました看護師や職員が高齢者のお宅を訪問いたします見守り事業、配食サービス事業などにより、安否確認に努めております。

社会福祉協議会におきましては、75歳以上のひとり暮らしの方などを対象とした暑中見舞い事業や、88歳以上の方を対象とした高齢者慰問事業を実施しております。また、国が実施しております100歳記念品贈呈事業に伴う調査要領が改正されまして、このたび面会を基本とした調査方法が示されました。

このほか、埼玉県後期高齢者医療広域連合から、平成22年8月26日現在、過去1年間受診履歴のない方の情報が提供される予定となっております。

続きまして、質問項目1の小項目(3)、子供や高齢者を見守るためのネットワークの構築につきましてお答えをいたします。ご提案いただきましたシステムを構築することは、必要であるというふうに考えております。町は、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を平成19年度に設置いたしました。委員会の委員は、社協職員、民生児童委員、郵便局職員、区長、居宅介護支援事業者、医師、警察などの代表者で構成されております。

当委員会におきましては、高齢者虐待の早期発見、未然防止及び関係機関との連携のほか、高齢者等の見守りにつきましても、新聞が数日間放置されているような状態にあるなど異変に気づいた際は、ご連絡をいただくようお願いをいたしております。

また、既に平成 20 年4月の時点で新聞店に同様のお願いをいたしました。が、改めて今年の8月 25 日付で嵐山町を配達エリアとする新聞店4店と、町内の郵便局に文書によるご依頼をいたしました。

今回の所在不明問題につきましては、社会の最小単位である家族、夫婦、親子、兄弟などの関係性が希薄になっていることが一つの要因であると思われます。町におきましては、希薄となった部分を少しでも補うことができるよう地域の皆様方が相互に地域住民の見守りができるような仕組みを現在検討しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 柳 勝治議員。

○6番(柳 勝次議員) まず、1点目の再質問に移りますが、私がこの通告書を提出したのが先日 22 日なのです。その当時、国は 100 歳以上を調査しております、あるいは調査していきますというような報道がされたので、せめて 80 歳まで調査すればということで 80 歳以上の所在確認ということでお聞きしたのですが、その後、たしかこの 25 日以降の新聞報道だと思うのですけれども、県内の自治体が 75 歳以上の調査とか 65 歳以上の調査とか、

そういった報道をかなり載せていたのです。

例えばふじみ野市、新座市、桶川市、坂戸市、富士見市は 75 歳、そして鳩ヶ谷市は 70 歳、春日部市は何と 65 歳以上、そういった人たちを調査するというような報道がされていました。

質問なのですが、それでは本町では何歳ぐらいまで、どのような方法でこの所在確認をしていこうとしているのかお伺いいたします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 町といたしましては、先ほどの答弁のほうでも触れさせていただきましたけれども、埼玉県の後期高齢者医療広域連合から、75 歳以上の方で1年間医療機関を受診したことのない方の情報が提供されるというふうなことでなっておりますので、来年度以降もこうした情報の提供をいただきまして、これをもとに介護保険サービスの利用状況ですとか、民生委員さんの情報、あるいは訪問等によりまして、安否確認を行っていければというふうに考えております。したがって、調査の対象年齢は 75 歳以上を考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 柳 勝治議員。

○6番(柳 勝次議員) 後期高齢者医療保険あるいは介護保険の利用状況、そういった点から調査していくという方法は、まさに非常にいい、これは国からそういう通達が来ているのかどうか分かりませんが、先ほどの

桶川市や富士見市は、やはりそういう方法をとっているようです。そういう方法をとることによって、かなり正確な情報が得られるのではないかと考えられます。

続いて、2番目の再質問になりますが、議会改革の一環から一問一答制になり、試行執行段階から今回で3回目になろうかと思いますが、過日執行側より、通告書にない質問はしないでくださいとの要請がありました。私の質問の大項目、高齢者の所在不明問題についてということで、関連質問になりますので、あえて質問をいたします。

やはりこの一般質問を提出した先月 22 日以降、戸籍上の生存者が続出してまいりました。長崎県の壱岐市では、何と 1810 年生まれ、生きていれば 200 歳になるという方、また山口県の防府市では、江戸幕府の 13 代将軍徳川家定と同じ年齢の 186 歳の男性が生存扱いになっているというような報道もされていきました。県内でも戸籍上生存の 100 歳以上の人たちが 513 人いまして、そのうちの最高年齢は秩父市の 154 歳の女性だったそうです。

そこで質問なのですが、前述のとおり通告はしておりませんが、しかしこれだけ社会的に問題になっているので、本町でも調査していると思われるので、お聞きいたします。本町の戸籍上の所在不明者は、いたのかどうか。もしいたとすれば何名で、最高年齢は何歳か。そして、今後このような状況が起こり得るのかどうかお聞きいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 では、もしわかればで結構ですので。

中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

こちらの調査につきましては、今議員さんお尋ねのとおりでございまして、県下でも、今法務局のほうからも調査が入っておりますので、本町でも調べております。

そういったことでお答えをさせていただきますが、本町におきましては100歳以上で戸籍上生存という形で残っている方は、4名いらっしゃいます。最高年齢は117歳でございます。

今後、このようなものに対してどのような形でというご質問でございますので、本町では戸籍上の100歳以上のこういった高齢者の生存の確認をする場合には、高齢者の職権消除という方法がございまして、これは100歳以上の戸籍上は生存しているのだけれども、生きているか死んでいるかその辺がわからないという方については、一応担当法務局のほうにいろいろな資料をそろえまして申告をいたしますと、法務局の許可を得て職権で戸籍が消除できるというような制度がございます。

過去、本町におきましては、115歳前後の方については、経過的にその職権消除をやってきております。現在117歳という年齢がございしますが、その下が115歳、107歳という年齢の方が3名いらっしゃいますので、この方

たちについては今後も、この機会に110歳を大体一つのめどといたしまして、こういった形で法務局のほうへ申請をし、調査をし、職権で消除していくというような形で進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 柳 勝治議員。

○6番(柳 勝次議員) それでは、続いて小項目3点目の再質問に移りたいと思います。

答弁によりますと、ある程度のネットワークは確立されているようなのですが、先月大変な猛暑の中、本町でも死後数日たった人が発見されたというお話がありました。今答弁にもあったのですけれども、お話によりますと、新聞等も数日間たまっておったというようなお話でした。

先ほど述べたように、先ほど不安と言ったのはまさにこのことで、せっかくこういったよいシステムの組織がありながら、本来の機能が働かないで目的が達成できなかったという、本当にまことに残念なのですが、その一つの要因が、やはりこういったよいシステムをつくりながら、その関係者がそういったシステムをよく理解していない、状況を把握していないというのが要因ではないかと思います。

そこで質問なのですけれども、高齢者の問題あるいは虐待の問題など、何かあったときのこの役場の窓口ですね、あるいはそこへ連絡すれば、その1カ所に連絡すれば既に何でもわかる、あるいは連絡とってくれる、そう

いう連絡方法をとる必要があると思いますが、町の考え方をお聞きいたします。

そして、その機能を有効に働かせるためには、代表者でもいいのですけれども、やはり定期的な会議が必要ではないかと思うのです。そういった面でも、年に1度では定期的とは言えないと思うのですけれども、例えば3カ月に1度とか、毎月では無理だと思うので、そういう会議も必要かと思われませんが、その辺の考え方をあわせてお聞きいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 ただいまご指摘をいただきましたとおり、高齢者等の見守りにつきましては、これまでも関係機関等をお願いをいたしてまいったわけでございますけれども、特に高齢者につきましては、結果的に長い間異変に気づかなかったケースが複数出てきておりまして、このままにしては置けないというのが現状でございます。町長からのご指示もございまして、今後の対応につきましては、担当課としましては2点ほど検討をしているところでございます。

まず、1点目は、仮称なのですけれども、ご近所支え合い事業というふうなものを検討しております。各地区の班長さんまたは隣組長さんに、日ごろの生活の中で新聞や郵便物がたまっていたり、雨戸が数日間閉まったまま

になっていたり、このごろ姿を見かけないなっていうようなことを少し意識を持ってご近所を見ていただきまして、何かおかしいと感じたときには、区長さんや民生委員さん、健康福祉課のほうに連絡をしていただくというふうなものを考えております。

班長さん、隣組長さんにつきましては、順番に交代をしていきますので、徐々にこうした意識が地域に広がっていきまして、やがては地区全体の皆さんがお互いにさりげなく見守りをし合える状況ができればというふうに思っております。

2つ目は、副町長をヘッドにしました見守りネットワークの構築でございます。先ほどからお話が出ておりますけれども、新聞店や郵便局、いろいろガスの事業者など日ごろ各家庭を回るような方々にも加わっていただきまして、いち早く異変に対応できる体制づくりを検討したいというふうに思っております。

ご質問をいただきました窓口の一本化というふうなことでございますけれども、具体的にはまだ検討に入っておりませんけれども、今後機能のしやすい体制づくりを考えていきたいというふうに思っております。

また、会議の開催につきましても、ただいま議員さんからご提案をいただきましたように、年に数回会議を開催するというふうなことで、なるべく連絡を密にとり合えるような形をとってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 柳 勝治議員。

○6番(柳 勝次議員) 窓口の一本化ということを検討していただけるということで、非常にいいことだと思うのですが、問題はそういったシステムがあるよということが一般の町民になかなか徹底できないというのが、その一つの要因だと思うのです、今回の先ほど述べたような事件は。

そうすることで、そういったものをつくりましたら、広報等を通じて、あるいはホームページ等を通じて、何かありましたら110番ではないですけども、そういう形の方法をとったらいかがかと思いますし、そういうふうな形をぜひ実現させていただきたいと思います。

先ほど言った3月の子供の虐待についても、そういった連絡方法がいまいちよくつかめなかったこともありますので、あわせてぜひそのような方法をとっていただければと思います。

それでは、続いて大項目2点目の質問に移りたいと思います。2点目は、「すぐやる担当」の設置についての質問です。私が今さら言うまでもありませんが、公務員とは、日本国憲法第15条第2項によれば、国民全体への奉仕者であって、一部への奉仕者ではないと明記されています。私も公務員の特別職の一員として、議員はパブリックサーバント、すなわち公僕であるとの認識で常に行動するというのが、私の持論であります。また、地方自治法第2条第1項には、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本としてとあります。いわゆる住民へのサービス向上が重要ではないかと思わ

れます。

今から40年前、昭和44年、千葉県松戸市に「すぐやる課」が発足しました。住民へのサービスの即応性もあり、当時大きな話題になりました。そして、このシステムは現在も12人体制で継続されており、松戸市民に大変喜ばれているとのことでした。

そこで、質問いたします。本町の規模では松戸市のような課を置くわけにはいきませんが、1人のすぐやる担当者を設置したらどうかと思いますので、ご提案いたします。もちろん、担当者ができることはやりますが、すべてを1人で処理するわけではなく、住民からの相談に対して担当課に連絡したり、あるいは専門業者を紹介したり、法律相談等の紹介等、直接手を下さなくてもよいかわかります。町の考え方をお聞きいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、質問項目2の「すぐやる担当」の設置についてお答えをさせていただきます。

お話のように、松戸市の「すぐやる課」に対しましては、発足当時大変な話題となったわけですが、その後全国各地の自治体に影響を大きく及ぼし、同じような取り組みをなされたことは記憶に新しいところでございます。

町民の皆様への対応につきましては、常に全体の奉仕者という意識を

持つて的確かつ迅速な行政サービスに心がけることが大切であり、ご提案いただきました「すぐやる担当」の趣旨に関しましては、大変よいことだというふうに思います。

町に対しましては、直接窓口に来られたり、電話をいただいたり、多くの要望、相談をいただくわけですが、基本的にはまずは要望等を受けた職員が親切、スピード、スマイルのその気持ちを持つての対応を心がけておりまして、必要に応じ担当課に引き継ぐよう、さらには要望等に対して一歩進んだ対応が行われるよう、全職員一丸となって取り組んでいかなければいけないと考えております。

行政需要の増大、あるいは職員数の削減、厳しい財政状況等々、町の状況は大変厳しい中であって町民の皆さんの目線や立場に立つての的確かつスピード感のある質の高い行政サービスを実現するには、全職員が提案をいただきましたような「すぐやる担当」と同じ意識を持つての対応が、現状では最も有効かつ適切な対応と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 柳 勝治議員。

○6番(柳 勝次議員) 全員がそういう気持ちになってやるということは、まことにいいことだと思うのですけれども、ところが町民の方たちは、全部が全部そういうふうなとらえ方をしていないと思うのです。現実的には、いろいろなクレームを私も聞くのですけれども、例えばこういう相談したいのですけれ

どもどこがいいのか、あるいはそこが担当すると、いや、こちらが担当ではない、こっちですというような、いわゆるたらい回しにされているというようなお話もあるのです。そういう意味も含めまして、私は提案したのですけれども。

確かに財政の問題もあります。私これも提案なのですけれども、もしそういうような前向きな検討をいただけるのだったら、勇退された方にはかなり優秀な人たちもおりますし、オールマイティーな人もおると思うのですよ。そういう人たちを、こういう言い方は悪いのですけれども、臨時職員とか嘱託というような形でお願いすれば、そんなに財政も大きくかからないと思うのです。

これは、私いろいろ調べたら、秩父市とか東京の葛飾区、そういったところでも「やる担当」という形でやっておるのです。そして、大変市民から好評だというようなコメントもあるのです。ですから、ぜひそういった方法で設置したらと思うのですけれども、町長のお答えのような全員がそういう気持ちでということとはわかるのですけれども、窓口を1本に絞れば、町民の方たちは非常にやりやすいのではないかなというふうに思います。住民へのサービス向上という意味でも、再度お聞きいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 柳議員さんのおっしゃるとおりだと思うのです。

それで、課は無理だから担当をつくったらどうだという本当に配慮あるご提案なのですが、そのとおりだと思うのですが、嵐山町では、今現状では地域担当制というのを導入をさせていただいて、職員の皆さんは本当に一生懸命地域のところを一つの窓口、そして連絡係、そして処理係ということで活躍をさせていただいております。

そういう中であって、区長会等意見交換の場でも、以前に比べて大変外部からの意見の通り方がよくなってきたよというようなお褒めもいただくわけですが、まだ完璧ではないわけでありまして、ご提案いただいたような内容のことを十分検討していかなければいけないなというふうに思っています。

そういう中で、常にいろんな形で国の政策が変わり、法律が変わり、方向が変わり、少子高齢の人口減少のこの社会に対応するシステムづくりで、いろんなものが大きく変わっているときでございますので、それらに対応するために有機的に町の機構改革等を実施をしながら、町民要望に的確に対応ができる体制づくりをやっているわけですが、それらのときにもそういうことを十分考慮に入れながら、しっかり町民の皆様方の声が届くように、そしてそれにおこたえできるような体制をどうやったらいいのか。今ご提案をいただきましたOBの皆さんの活用、活用と言葉は悪いですが、そういう皆さんに力をかけていただくことだとかをご提案をいただきましたが、それらを含めまして今後検討をしっかりとって、サービスの低下がないように取り組んでいきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○藤野幹男議長 柳 勝治議員。

○6番(柳 勝次議員) ひとつよろしく願いいたします。

続いて、大項目3点目の質問に移りたいと思います。道路に関する問題です。

玉熊線から農免道路を行き二瀬橋手前に左右に延びる町道があります。過日の大雨で砂利が流されて大きな溝ができ、自転車はもちろん自動車でも通行するのが危険な状態でした。地元からの要望で砂利を敷いたようなのですが、先日の大雨でまた砂利が流されて、大きな溝ができています。

そこで、質問いたします。当町道の舗装計画は、どのようになっているのかお聞きいたします。

そして、2点目ですが、町内における大雨後の巡視はされているのかどうか。地元からの連絡ではなく、危険と思われる箇所は巡視する規定になっているのか、いわゆる標準化されているのかお聞きいたします。

以上2点、よろしく願いいたします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 まず、質問項目3の小項目(1)、当町道の舗装計画はどのようになっているのかにつきましてお答えいたします。

二瀬橋の手前、上下流の道路につきましては、二瀬橋を建設する際に河川の管理用道路として築造された道路でございます。この河川の管理用

道路を町が舗装して使用するには、河川管理者であります埼玉県と協議いたしまして所定の手続きを行い、許可を得ることが可能とのことでございます。したがって、現在は舗装計画はございませんが、今後埼玉県と協議し、舗装してまいりたいと存じます。

次に、質問項目3の小項目(2)、町内における大雨後の巡視のことにつきましてお答えいたします。

嵐山町地域防災計画でも規定されておりまして、被害が予想されるような大雨があった場合には、地元からの連絡を待って巡視するのではなく、町は直ちに管理している道路等の施設の被害状況を確認し、対応するようになっております。

したがって、大雨の後には危険な箇所を中心といたしまして、町内全域の道路、河川等の巡視を行い、通行に支障がないか点検作業を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 柳 勝治議員。

○6番(柳 勝次議員) まず、第1点目の再質問ですけれども、舗装を進めるというようなお話でしたので安心したのですけれども、あそこは春から夏、秋にかけて非常に観光客も利用しているところなのです。そういう意味では、ぜひ早急に工事を進めたいと思うのですけれども、あれだけの工事ですから当然予算化が必要になろうかと思うのですけれども、いつごろ

できるのか。計画ですか、その辺もお聞きしておきたいと思うのですけれども、補正予算で今年中にできるのか、あるいは来年度予算からできるのか、あわせてお聞きいたします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 予算化の関係でございますけれども、あの上下流に分かれている道路でございますけれども、上流側におりる管理用通路につきましては、道路認定がかかっている道路ということでございます。これにつきましては、道路認定がかかって県道までつながっているという関係がございまして、施工のときには河川管理施設等の構造令でつくった通路でございます。それを道路法の道路として通らせるという形になりますと、道路構造令にある程度沿った道路でないとまずいかなということもございます。その辺を含めて1回はその辺の調査をし、少し改築する必要もあるのかどうかというものを調査したいというふうな形で考えております。

それと、下流側のおりる通路につきましては、その先に蝶の里公園、それと上水の水源があるわけでございますけれども、ここにつきましては道路法の道路として認定はされておられません。その辺につきましては、今後町内部でその辺の舗装化についてどういうふうにしていくのかというのも、検討する必要もあるのかなと思います。

いずれにしても、その辺を整理いたしまして、河川管理者であります

埼玉県と協議をし、協議が調い次第予算化していくというふうな考え方でおります。

以上です。

○藤野幹男議長 柳 勝治議員。

○6番(柳 勝次議員) 物事を進めるには、PDCAではないのですけれども、やっぱりいつごろまでというのが非常に大切なのです。町民の方もそういう答弁を聞きたいという、非常に要望しているわけなので、これぜひとも、少なくとも今お話しのところでは、県とも相談していかなくてはならないというふうなお話で、おいそれとはいかないようなのですけれども、少なくとも来年度予算化できるようにお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○藤野幹男議長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 お答えさせていただきます。

協議のほうをしないととりあえずできないということでございますけれども、それにつきましては、なるべく早い時期にその辺の調査等をして、予算化できるように努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 柳 勝治議員。

○6番(柳 勝次議員) なかなかいわゆる役人の答えのような気がするのですけれども、来年できるかどうかということで聞いているので、なるべく早くでは答弁にならないような気がするのですけれども、そういう意味では努力

していただいて、来年度予算化していただければと思います。ぜひお願いします。

2番目のほうの質問ですけれども、これはちゃんとそういった規定化、あるいは標準化されているというお話なのですね。だけれども、実際にはこの箇所も再三区長さんから連絡してもすぐやってくれないとか、そういうクレームがあったようなのですけれども、そういう標準化されているのだったら、必ずこれは実施していく必要があろうかと思うのです。ですから、そういった箇所が、あそこは危険な箇所に指定されていなかったのかどうか。今までの現状を見ますと、そういう感じもするのですけれども、どうなのでしょう、お聞きいたします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 お答えします。

危険箇所とかそういう形では指定はされておられません。ただ、今の町の対応としましては、集中豪雨があれば当然あちこちで道路が傷んだりという形になります。そうした場合には、職員が回り切れない部分もございまして、そういうところについてはその都度、町民からの情報等を得ましたら即対応して、危険な状態を回避したいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 柳 勝治議員。

○6番(柳 勝次議員) いずれにしても、その巡視のことについても、先ほどの舗装のことに関しても、特に舗装はもう何か長いあいだずっとあのままの状態なのです。そのたびそのたびに溝がこうにできているのです。私も今さら質問するのもおかしいのですけれども、そういう意味では本当に長期間ほったらかしというような感じもするわけなので、ぜひ先ほども言ったように来年度予算づけをして、早い時点で実施していただければと思います。お願いして、私の質問を終わります。

以上です。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 渋谷 登美子 議員

○藤野幹男議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号2番、議席番号13番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項1の機構改革についてからどうぞ。

〔13番 渋谷登美子議員一般質問席登壇〕

○13番(渋谷登美子議員) それでは、13番議員、渋谷登美子、一般質問を行います。

まず最初に、機構改革についてですけれども、(1)として現在の嵐山町の事業量の増加と職員の削減、少子高齢化、税収の減で機構改革は当然必要であると考えていますが、その考え方を伺います。

(2)として、嵐山町北部、市街地、南部と共通の課題もありますけれども、独自の課題もあります。それは、人口構成などを見ていくとわかるのですけれども、地域経営の考え方を機構改革で反映するべきですけれども、その方向について伺います。

3番目ですけれども、社会福祉協議会、健康福祉課、生涯学習課、地域福祉がさまざまな部門で事業が行われていますが、整理、統合が必要です。その考え方を伺います。

4番目ですけれども、生活の見守り、これは先ほどの柳議員のにもかかわりますけれども、小さい子や身体が思うままに動かなくなった高齢者と、登校、下校の見守り活動を有機的に結びつける方向や、ダイヤモンド交通の推進も含めると、コミュニティー支援の役割のある地域政策の策定と、具体化のための課の設置が必要であると考えますが、その方向を伺います。

次に、5番目です。新たな課題として、地区で活力のある熟年者による地区の困っている人、弱者への支援の確立が必要です。子供世代を含めた有償ボランティア制度やエコマネーによる相互サポートの輪の確立が必要と考えられます。これは先ほどの見守り事業にもかかわってきますけれども、住民からの提案を待っていると、課題解決が現在では間に合わないと思われます。超高齢化社会に間に合わせるために、行政からの働きかけが必要です。住民活動支援部門やその準備としての住民の相互支援活動のための講座などの開設が行える部門の設置について伺います。

6番目です。これは、以前も質問していますけれども、こども課を就学前、就学後に分け、また子供医療担当を独立させて業務の煩雑さを解決すべきだと考えますが、考え方を伺います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げたいと思います。

まず、機構改革についてということでございますけれども、全体的には後ほどお答え申し上げたいと思いますけれども、現在第5次総合振興計画を策定中でございまして、その中で出るいろいろ出てくるのかなというふうに思っております、基本的には来年の4月を機構改革の実施ということで、今準備に入っているというところでございます。

ちょっと過去を振り返ってみますと、平成18年4月に行財政改革の実行と町民満足度の向上とを主眼としたグループ制導入をはじめとする機構改革を行っております。その後、平成21年4月に町民の利便性の向上並びに直面する課題の解決に向けて機構の一部見直しを行いました。いわゆるこども課を設置したり、企業支援課を立ち上げたということで組織の充実を図ったところでございます。

18年4月から5年が経過しようとしております。この間、今議員がおっしゃるように人口の減少、少子高齢化の進行、景気の交代による雇用不安、大幅な税収減など、嵐山町の置かれた状況が大きく変容してきているのか

というふうに思っております。

また、町民の側から見ても町に求めるものの多様化、複雑化する行政サービスのあり方が、従来のやり方では十分にこたえられない状況も見られるようになっております。先ほど申し上げましたように、現在第5次の総合振興計画を策定中でございまして、これを機に現在の組織を見直していかなければならないと考えております。

内容に関しては、先日機構改革に関する基本方針というのを定めてございます。改革の実施の時期については23年4月ということで、機構改革を推進する上での視点というのを5つほど挙げてございます。人口減少、少子高齢化、税収減等の社会、経済情勢の変化に迅速かつ的確に対応できる組織、第5次総合振興計画に掲げる各種施策を着実に実行できる組織、役割分担と協働による地域への視点でのまちづくりをさらに推進できる組織、町民の目線、立場に立った便利でわかりやすく満足度の高いサービスを提供できる組織、職員一人一人が高い意識を保ち、持てる能力を最大限発揮することができる組織。このような視点に立って今後準備をして、来年の4月の実施に向けていきたいというふうに考えております。

小項目2の問題でございます。町でももちろん北部、市街地、南部地域にそれぞれ固有の課題があると同時に、各地域においても各字ごとに固有の問題があるのではないかと考えております。先ほど町長がお話し申し上げましたように、現在は地域担当制というものを導入いたしまして、職員が

毎月各区長さんのところにお伺いさせていただいております。

当初のころは、区長さんからかなりいろいろな要望なり指摘をされること
が多かったです。最近では、そういうものもほとんどなくなってきております。
したがって、そういう意味では町の行政と地域との一つの連携というのが、
それなりに機能強化がされてきたのかなというふうに思っております。

したがって、お尋ねのことですけれども、先ほど申し上げました
ように、これも機構改革の中で、今後どういうふうに具体的に対応していくの
かというふうなことで考えていきたいなと思っております。

3番目の問題については、私どももそう考えておりまして、今年度の予算
編成をする前に各担当が集まりまして、重複しているとかいうものの調整を
行いまして、22年度の予算の中で公民館の事業等の見直しが行われてお
ります。

ただ、まだまだ課題が多々ございまして、これも新しい年度に向けて、先
ほど申し上げました調整会議というのをちょっと研究をしながら、どういうふ
うにしていったらいいかというふうに考えているところでございまして、来年
度のふれあい交流センターのオープンにあわせて、もう少しすっきりした形
をとっていきたいなというふうに考えているところでございます。

それと、4番目の問題でございますけれども、これも総合振興計画の中
で素案の素案というのを先日皆様方に差し上げてございますけれども、そ
の中のコミュニティーの振興というところがございまして、地域におけるコミュ

ニティー活動が活性化することによって、防災や防犯をはじめ子育て支援、青少年の非行防止、高齢者の見守りなど、安全安心な地域づくりにさまざまな効果があるというふうに言われております。

昨今、近年のライフスタイルの変更等によって地域の連帯感が希薄化しつつあるというのは、先ほど高齢者の問題のところでもあったとおりでございます。したがって、地域コミュニティというのはまちづくりの原点になるというふうにこの中にも書いてありますけれども、地域コミュニティの活性化を図るために町の推進体制を整理するというふうなことが書かれてございますので、これも先ほど申し上げましたように、今後の機構改革の中で具体的にどういうふうにしていったらいいかというものを検討していきたいなというふうに思っております。

5番目の問題でございますけれども、全国各地で今渋谷議員ご指摘のとおり、いろんな取り組みが行われているところでございます。ただ、近年において、やはり行政が大地を耕して種をまくというのではなくて、自発的に始まった活動の芽が出たら、そのときにサポートをするべきというのが流れになっているのかなというふうに考えております。これまでのように、補助金を上げるからやってもらうとか、強制的にやらせるのではなく、あくまでも自発的なものが生まれて、それをサポートしていくというふうなものが基本的な考えではないかなというふうに思っております。いずれにしても、この辺の問題についても、機構改革の中でどういうふうな方向がとれるのかという形で考え

ていきたいなというふうに思っております。

6番目の問題でございますけれども、平成 21 年の4月に、先ほど申し上げましたような福祉部門にあった児童福祉部門を教育委員会の学務課、これは当時でございましたけれども、統合したことにより、窓口対応が健康福祉課、当時は1階、学務課は3階にございましたけれども、2カ所に対応したものが、こども課1カ所の対応により住民サービスの向上が図られたというふうに考えております。

就学前、就学後にかかわらず、虐待等の要保護児童に対する対応も、統合されたことによって、より迅速かつ適切な対応が現在行われているのかなと思っています。

子供医療費の担当を独立させることについてということでございますけれども、窓口対応の中で転入者、出生者、転出者などに対する説明、申請等が、医療費や子ども手当、保育所の件など必要な事項が1カ所で済んでおりまして、これを分けることはいかがなものかなというふうに思っています。こういったことを考えてみますと、現行の体制でやっていくことが望ましいと現在のところ考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員、どうぞ。

○13 番(渋谷登美子議員) 休憩しないのですね、わかりました。

この時間だからどうするのかなと思ったのですけれども、ではこのまま続

けていいですね。

○藤野幹男議長 はい、また休憩と言ったら休んでください。言っていないのだから、どうぞ。

○13 番(渋谷登美子議員) わかりました。では、質問します。

まず、最初なのですけれども、1 番目のことなのですけれども、機構改革は昨日ですか、昨日だったと思うのですけれども、これは私は機構改革の一環だと思ったのですけれども、学校給食センターを民間委託するという形です。そういうふうな形は、これ機構改革の一環に入らないのかなというふうに、今伺っていて思ったのですけれども、基本方針としては1から5まであって、これは当然のことであると思うのですけれども、ではこの 23 年4月までに具体的な機構改革の姿ができるというのは、総合振興計画に合わせてであるというふうに考えてよいのか。総合振興計画の素案の案を今読んでみたのですけれども、そのようなものは余り、けさですけれども、読んでみたのですけれども、素案の案を見てそのようには感じられなかったのですけれども、機構改革に合わせてといいますと、総合振興計画は 23 年3月ぐらいにできるのですか。3月議会に提案されないと多分無理なのかなというふうに思っているのですけれども、そうするとその機構改革というのは、姿が、全容があらわれてくるのは、23 年の2月、あるいは3月になるというふうに考えてよいのかどうかお伺いいたします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げたいと思います。

先ほど申し上げましたように、来年の春から実施するということでございますので、基本的には機構改革に関する条例については 12 月議会にお願いをしたいというふうに考えています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) そうすると、12 月議会であるとする、もう9月の中で素案ができて、素案の予算ができていの中で、ある程度のものができてきていると思うのですね。私はこの学校給食センターの民間委託というのが突然出てきたのではなく、実はしっかりあって、そしてそれが議会にわからない形でぽっと出てきたのだなというふうに感じています。

そうすると、ほかのものもそのような形で、今後も民間委託というのも当然出てくるわけなので、そういったことも頭に据えてのことであるのでありましたら、それははっきりある程度の段階で、12 月ではない段階で出していたかないと、判断ができかねます。こういった形で出てくるのであるならば、今回もそうですけれども、学校給食センターの民間委託が9月の議会で説明されて3月に上程されるのならば、12 月議会しか一般質問もできないという形になってきます。その 12 月議会の一般質問の中では、もうほとんどすべてが決まっていて、それをどのような形で、少しでもポジティブな形に持っていこうというふうな形のこともできないような状況で、機構改革が進められ

ていくのであるならばいけないのですけれども、9月現在の段階で素案の素案の中でどの程度までできているのか伺いたと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 今申し上げましたように、総合振興計画については総合振興計画で、この間お渡ししました素案の素案という形で今審議会に諮っているというふうなところでございます。

機構改革につきましては、先ほど申し上げましたように、現在のところで機構改革に関する基本方針というのが定められたというふうなことでございます。先ほど12月の定例会に条例改正というふうな予定を申し上げましたけれども、今後課長のヒアリングを行い、職員アンケート、そして機構改革の案を決定していくということでございます。

なお、総合振興計画が23年度から新しくスタートをするのでございますから、したがってその一つの方向性というのが出ていけば、それに合わせた機構というのも当然しかるべきものかなというふうに思っておりまして、その辺は並行して進む場合もあるかと思っておりますけれども、基本的には11月には一つの機構改革の案をつくって、12月の定例会にお願いしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) そうしますと、12 月の定例会までに機構改革で、例えば民間委託という形で出てくるわけですね。民間委託は、ほかにも出てくるかもしれない、そういうふうと考えられるわけで、そうしますと、それに関しては 11 月の段階で、条例制定がされる前に議員に対しての説明などはあるのでしょうか、その点を伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 今民間委託というお話がございましたけれども、学校給食センターについては、この間も全員協議会のときで申し上げましたように、一つの行財政改革の方針の中で、今後の職員の定数等を考えていったときに、民間でお願いできるものについては民間でお願いしていくというのが基本的な考え方でございます。したがって、今度の総振の中でそういうものが具体的にどこがどう出てくるかというのは、私も承知してございません。今のところ、すぐここで民間委託にどうだというのは、なかなか考えづらいのかなと思っています。

この間も町長からお話がありましたように、今後の一つの考えられるものについては、図書館がどうだとかいうものはございます。そのほかのもので民間委託が可能なものというのは、なかなかそうはないのかなというふうに現在のところ考えております。

したがって、その民間委託というのは、先ほど申し上げましたように、行

財政改革というのは、ずっとやっていかなければいけない一つの改革でございまして、その時々に合わせていろいろな考え方が出てくるのかなというふうに基本的には思っています。

以上です。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) そうしますと、私の中で考えてみて民間委託できるのは、地域包括支援センターもできるだろうし、考えてみるとどんどん結構いろんなものが出していけるなというふうに、その考え方でいくと。ですけれども、民間委託にしていくには民間委託にしていくだけの新しい公共という形をつくっていったら、そしてその中にポジティブな形で住民の方が参加できるようなシステムをつくらないと、民間委託に単にしていくと、いろいろなものが公務員とそれから民間の人との格差をつくるだけで、そうではない形になっていく。

もう少し、公務員とそうではない人の非常勤、具体的に言えばパートで働く人たちとの格差をつくっていただけであって、そうではない形の新しい働き方をつくるような公契約条例とか、そういったものが入ってこなければ、あるいは今協働労働組合法というのは余り制定されていませんけれども、そういったものを使うようなシステムを町のほうが積極的に取り上げていかないと、どんどん、どんどん貧富の格差というのですか、貧富というと公務員が富になってしまうので、おかしい話なのですからけれども、そういうふうな形も実際に

つくってきて、今公務員が非常にバッシングがあるのは、そういった形でのバッシングがあるわけですから、そういったものを機構改革の中で考えていくという一つの視点があるのかどうか、伺いたいと思います。

これは機構改革をしていく上では、単に機構改革という形ではなく、新しい公共という考え方を求めていくという形で、とても必要な重要な視点だと思うのです。それで、なおかつ民間委託をしていく、その行財政改革をしながら民間委託をしていくという視点がなければ、町全体がどんどん、どんどん単純に行財政改革をして、そしてそれは安い、低価格で民間におろしていくという形になりかねないと思うのですけれども、その点についての考え方を伺います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。

民間委託をむやみやたらにというふうな考え方は持ってございません。先ほど申し上げましたように、個々の項目において、こういうところについては民間委託にしたほうがより町民のためにベストではないかとかというような観点に立って、それぞれ考えていくということです。

学校給食センターも、先日申し上げましたけれども、現在携わっている技能労務職の職員の方と臨時の職員の方との数のバランスだとかというものを考えていったときに、一つのタイミング的なものだという考えた結果が、こ

の間ご説明申し上げたことでございます。

したがって、今いろいろ公共の云々と申し上げましたけれども、それがやっぱり個々いろいろなケースがあるのかと思うのですけれども、やはり町が運営していく以上、そういうむやみやたらにこれも民間、これも民間と考えるものというのは、なかなか少ないのではないかなというふうに思っております。

ただ、行財政改革というのは、その点だけに限らず、どんなことでも今後進めていかなければならない基本的な問題でございますので、私どもとすればそんなふうに考えていきたいということでございます。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) これは、行財政改革で学校給食センターの民間委託が突然出てきたわけですが、機構改革の一つになりますよね。

私は、かつてから学校給食のことは特に真剣にやっていますけれども、民間委託をすると一遍に質が悪くなるというのは言われています。それは、まずくなるということもありますし、労務提供だけの民間委託ということがあるのであるならば、それは労務提供だけでしたら、非常勤の職員を集めてくればよいわけですね。パートの職員を集めてくるだけで十分で、それをあとマネジメントする人がいれば、嵐山町でできるわけで、それを業者に委託するということは必要ないわけです。それがなぜ民間委託になるのか。正規の職員と非常勤の職員の格差があるから民間委託にするというのと、それは

違いますよね。正規の職員が非常勤の職員と格差があるならば、非常勤の職員のほうをたくさん金額をふやしていけばいいだけの話ですよ。

それができないから、非常勤の職員も民間委託にして、そして公務員はいわゆる正規の職員は公務員として別のところに配置して、そして学校給食を民間委託にする労務の提供だけであるという形ですけれども、これは私はここであえて言いますのは、学校給食センターの民間委託なんていうのは、8月の一般質問を通告する前には出ていないのですもの。そんな状況でいろいろなことがこちらに来たら、一般質問もできなくなる、そういう状況を嵐山町の町政は持って来ているのです。今度は12月議会ですよ、一般質問ができるのは。

その中で、どうやって民間委託をするのか、少なくともいろいろなやり方があって、よりポジティブなやり方で学校給食を運営できるような方向を考えていこうということもできないような状況を今持ってきています。その点について、私はもう少し早目にいろいろな情報提供をいただかないと、学校給食センターに関してもそうですけれども、例えば今度の機構改革は11月ぐらいに出てきて、それが12月議会のまた全協か何かで話されて、そして条例だけ提案されてという形では、一般質問もできないし何もできないという状況になってきますけれども、11月に機構改革の概略ができるのであれば、少なくとも12月議会の一般質問というのも11月20日よりか15日、その程度のところに書かないといけないという形になりますよね、今度は。それ以

前に機構改革をしっかり議員のほうに説明できる体制になるのかどうか伺います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 渋谷議員から以前からいろいろ言われておりますけれども、今度総合振興計画の素案の素案を配らせていただいたのも、できるだけ早く情報を議会の皆さん方にも提供していこうという結果、これからかなり変更というのはあるかと思っておりますけれども、素案の素案というのを見ていただいたということでございます。

したがって、機構改革も、先ほども申し上げましたように 12 月の定例会に条例改正をお願いするというのは、機構改革をする以上、一つの周知期間というのも当然必要でございますので、12 月の定例議会にお願いをして、決定いただいたら広報等を通じて町民の皆様方に出していくということでございますので、今は日程的にはそう考えております。したがって、今後議会の日程がどういうふうになっていくかわかりませんが、機構改革の一つのたたき台というものがどこかでできますから、そういう点で何か説明する機会があれば、それは説明させていただくのもやぶさかではないというふうに考えております。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) そうしますと、今までの考え方でいきますと、条

例案ができてそれを採決するか議決するだけなのです、議員は。けれども、そこに対しては意見も出せないという形で、特に基本計画に関しては、嵐山町の議会は一応基本計画は議案になっていますけれども、議決事項になったと思っているのですけれども、議決事項の前に機構改革が出てくるわけですから、機構改革に対して少なくとも議員がコメントできる、意見が出せるような期間というのですか、それを出していただかないと、これが条例案としていきなり出てきて、そしてそれを採択か不採択かという形でやっていきますと、議員としての意味がまるでないというふうに考えますが、そのような形での機構改革の条例案のたたき台というものを出していただけるかどうか伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 先ほど申し上げましたように、12月の定例会でお願いしたいというふうに考えておりますので、しかるべきそういう時期があって、機構改革の一つの素案というものが、いわゆるたたき台ができたというようなことであれば、それは説明させていただく機会があれば説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) それでは、次に移りまして、2番と3番については、それぞれ今考えられていて、基本計画の中である程度反映されてくるの

だと思しますので、それはその中でいろいろ考えていこうと思います。

4番目なのですが、私はこれに関して言えば、機構改革の中でこれはぜひ実現していただきたいなと思っているので、コミュニティー支援課のようなものがないと、今の状況で福祉課やそれから生涯学習課、そして子ども課という形の中で、それぞれのことをしていくと、非常に時間がかかって、ある程度ダイヤモンド交通にしましても、それから地域の見守り活動のあり方にしても、特化してそれをつくっていかないと、今の現状これだけの事業量がふえていく中で、担当が少ないものですから、それはやっていくのが難しいのかなと思って、ある程度の組織化ができた段階では、ダイヤモンド交通なども組織化ができた段階では、また各担当に戻してもいいのかなと思っています。のですけれども、見守り事業とか地域で必要なものは、地域で必要な形でとりあえずつくるためのコミュニティー支援課というものが、地域担当制ではなくて、それが必要であると考えていますが、その点についてのお考えを伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 今のコミュニティーについては、町の基本的な政策経営課が担当しております。その人数等もあって、一つのグループというふうな独立したものはございません。

したがって、今渋谷議員がおっしゃるように、先ほど私も申し上げました

ように、今後はやっぱりコミュニティーのいわゆる強化というのですか、やはりいろんなことを考えたときに、協働のまちづくりの原点からいっても、コミュニティーをどう強化していくかというのは、一つの大きな課題かなと思っています。

その中にはいろんな問題もあるわけですが、ただそういうものを担当する課を設置してどうだというのは、たくさんの数の職員いて、そういうふうにある程度の目的を持った課がどんどんできていけば、それはそれで考え方もいいのかと思いますけれども、現在の状況では課を細分化していくというのは、なかなか難しいのではないかなというふうに思っています。

いずれにしても、先ほど申し上げましたようにコミュニティーの支援、そして組織を充実していこうという一つの流れの中でございますので、今度の機構改革の中でも、その辺については十分考えていかざるを得ないのかなというふうに思っております。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 今ディマンド交通は健康福祉課の担当ですね。そして、見守り事業は高齢者の見守り事業とか、児童虐待は健康福祉課になるのですか。そして防災に関しては、地域のパトロールに関しては総務課になっていますよね。それを1つのものにしてコミュニティーの中で活動していくためには、ある程度のものをつくっていくためには、企業支援課ではないのですけれども、1つそういうふうな課をつくって、1人か2人、最初2人

でしたか、企業支援課は。それから入って行って、そしてしっかりしたものを
つくって行って、ある程度のプロジェクトでもつくっていかないと、現状ではい
ろいろなものを一緒にやっていますから、厳しいものがあるかなというふうに
考えているのですけれども、それについては課を分割するという形ではない
方向でも考えられると思うのですけれども、今の現状ではディマンド交通一
つにしても、なかなか進んでいかないかなというふうに思ってますし、さらに
地域での見守り活動、これは次の課題にもなってしまうわけですが、
それをやろうとしますと、どうしても地域単位の形でやっていかないと、特に
北部と市街地から南部に関しては、状況がまるで違うということが最近わか
ってきました。

それに対して対応していくための課がある程度必要なのだろうというふう
に思っているのですけれども、そういうふうな考え方を持たないと、しっかり
した機構改革、それから第5総合振興計画についても、中途半端な形にな
ってくるのではないかなと思うのですけれども、その点について伺います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 先ほど申し上げましたように、今後の総振の中でコミュ
ニティーの云々というのは出てくると思います。したがって、それをどう進め
ていったらいいかというのは、当然組織の問題もあるのかなというふうに思
っています。

ただ、先ほど申し上げましたように、少人数の課というのは、またそれはそれなりの課題もあるわけなのです。したがって、今おっしゃられるようなことを考えていくと、一つのグループというものは当然考えられるかなというふうに思っています。

したがって、繰り返すようで恐縮でございますけれども、今度の機構改革の中でコミュニティーについてどういうふうにしていったらいいかというものを考えながら、組織について検討していきたいというふうに思っております。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 今グループ制というのがあるわけですが、グループ制というのは私たちには見えてこないのです。グループ制で何をやっているか。課は直接の住民の担当のことをやっています。でも、グループ制ではどのような形でやられていて、それがどのような結果になっているのかというのが議会に見えてこない。その議会に見えてくるようなグループ制のあり方というのを考えていただけるでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 先ほど質問もあってこども課のことを申し上げましたけれども、これは一つのグループの典型的なものでございます。いわゆるこども課の中で子供に対するものは子供のグループ、そして学校教育に関するものは学校教育のグループということで、2つに分かれてそれぞれが運営され

ているということでございます。

以前、組織図というのをお渡ししたことがあるかと思うのですが、それぞれの課でグループ、例えば健康福祉などは3つのグループに分かれてそれぞれが担当しているというふうなことでございます。

いずれにしても、機構改革の中でそのグループというものも議論されてくるわけでございますので、できるだけわかりやすい情報提供というのは今後もしていきたいなと思っております。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 私は今まで、今のグループ制というのは横断的なグループというふうな形で考えていたのですが、課の中のグループ制というのと、今のお話ですと私は横断的なグループ制というふうにとらえたわけなのですが、横断的なグループではなく、ではプロジェクトチームと言ったらいいのですか。ダイヤモンド交通は健康福祉課がやっていて、そして地域のことはそれぞれの地域担当がやっていて、それが集まって健康福祉課の地域担当、それから政策経営の地域担当、それと総務課の地域担当、それが集まってグループ制というかプロジェクトチームをつくっていて、それで地域のコミュニティー支援というふうな形を進めていくということなのですか、今の話だと。

そうではなくて、そういうふうな形でグループ制というのを先ほどの副町長の答弁で思ったのですが、副町長の言われるグループ制というの

は、課の中のグループ制ということで、そうすると今の答えとはうまくマッチしないのですけれども。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 私が答えたグループ制というのは、課の中のグループのことです。それは、先ほど申し上げました 18 年の機構改革、行財政改革の中でグループ制の導入ということによって今の組織があるわけです。今渋谷議員がおっしゃるのは、それぞれの課でそれぞれの担当がそれは現実的にございます。そういうものの調整をするということが必要であれば調整会議というものがございまして、こういうことについてそれぞれの関係する課が集まって協議をして、一定の方向を出しているということで、現在の組織が運営されているということでございます。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) そうすると、私はコミュニティー支援課とか地域支援課というものがないと、コミュニティーづくりに関してのちょっとした、ある程度今地域で薄れているものをもう一回地域で再生をしていくための支援をする特化した課がないと難しいのではないかというふうに言っているわけなのですけれども、その部分というのは、つくることができないと言われましたよね。でも、実際にそれがないと、何らかの形のプロジェクトでも何でもない、それは総務課の地域パトロールですか、それと民生委員さんたちが

行っているような高齢者の見守り事業、それから児童虐待の通告制度、それとそのほかにダイヤモンド交通、そういった形のを一緒にして地域の支援をすることが、今の状況ではできないと思っているのですけれども、特にダイヤモンド交通に関しては全体を見ながらダイヤモンド交通をしていかななくてはいけないので、そういった感覚が必要であると思っているのですけれども、そういったプロジェクトチームもつくらずに各課でそれぞれやっていくというふうな形が今の答弁なののですけれども、それに対しての何らかの対応というのは、やはり各課でグループをつくって、その中でやって、それをやっていくという形であるならば、総合的な地域支援は難しいですね。その点についてどうお考えなのか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 先ほど申し上げましたように、今度の機構改革の中、そして総合振興計画の中で、地域のコミュニティーというのはどうあるべきかと、それにはどういう支援が必要だというのが具体的に議論がされていくのだというふうに思っております。

先ほどダイヤモンド交通のお話がございましたけれども、これは今健康福祉課を中心としたプロジェクトチームで研究をしております。したがって、それぞれの課題に応じて、これはプロジェクトチームをつくって研究をして一定の方向を出していくのがいいのか、あるいは現在進んでいる中で調整会議

を開いて、調整をしながら一定の方向を出していくのか、それはそれぞれの案件によっていろいろございます。

したがって、今議員ご指摘のように、地域のコミュニティーの支援をどうしたらいいかというのは、いろんな課題があるわけでございまして、そういうものができるだけ効率的にうまく機能するにはどういう組織がいいのかというのは、今度の機構改革の中で当然考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、小さな課というのはなかなかそれはそれで課題があるわけなのです、現実的に役場の組織としても。したがって、なるべくそういうものというのは、特別なものがあって目的に向かって、一定の年限までにこういうことだけは決まりをつけるためには、こういう課が必要ではないかというものは考えられますけれども、ある程度つながっていくものについては、短期間的に課をつくってというのはなかなか難しいのかなというふうに思っております。

いずれにしても、今度の機構改革の中で、その辺についてはどうしていくのがこの嵐山町にとって合った一つの機構なのかというのを研究させていただきたいというふうに思っております。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) では、研究の成果を待つとして、次にいきます。

次の新たなことなのですけれども、私は住民からの提案を待つという

ふうな形ではなくて、もうそろそろ住民からいろいろな提案が出てきていて、それを支援するための活動というのを県などでもやっています。補助金体制なんかも出てきているし、それを実際にやるような部門が設置されていなくて、それで住民からの提案を待っているという形ではもう本当に遅いので、一緒にマッチングしながらやっていかなければいけないと考えていますが、その点については住民からの提案というのは、私はある程度のことは、志賀2区とか少しずつ話があるというのは知っているのですけれども、ほかの地域では、ほかの嵐山町以外では行われています。それをなぜ嵐山町でできないかという、やはりそういった形のコミュニティー支援を実際に働きかけていくようなことを嵐山町では今のところまだやっていないというふうに考えられるのですけれども、それについてはどのように、自発的な活動をいつまで待つのか、どの時点が来たらそれを実際に行おうとするのか伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 先ほど申し上げましたように、行政が主導的にやっていくというのは、おのずと限界があるし、なかなか持続可能な行動というのはできないのかなというふうにも申し上げました。

今志賀2区のお話がありましたけれども、それはそれなりに進んでいくようでございまして、一定の方向が出れば、そういうものに対して町がどう

バックアップできるのかというものは、考えていかなければいけないかなというふうに思っております。

先ほど高齢者の見守りに対して、地域の組織云々という話がございました。これも今度区長会等にちょっとご相談を申し上げながら、町の考え方はこういうふうに考えているのだけれども、それを実施していくにはどうしていったらいいかというものも、当然相談をかけながらやっていかなければいけないのかなというふうに思っています。

全国的には、先ほども申し上げましたし、また渋谷議員のご質問にあるとおり、いろんなものが全国各地で行われております。ただ、それが嵐山にとってどういう形ならうまく機能するのか、あるいはそういうのは嵐山では難しいのではないかと、いろんなケースがあるわけでございまして、そういうのはいつまでも待つということではございませんけれども、やはりいろんな考え方というのですか、あるわけでございまして、そういうものを少し整理をしながら、嵐山にとってどういうものかいいのかと。ディマンド交通なんかでも、いろんなことを今研究をしておりますけれども、嵐山にとってはいろんな面を考えたときに、どういうものがベストなのかというものを探り当てながら、一定の方向を出していかざるを得ないのかなというふうに考えております。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 国では生活・介護支援サポーター養成事業というのがあるのです。それは、5日間で20時間で、住民の方を対象に、例

例えば困り事相談や民間サービスの活用支援、防犯、防災への注意喚起、助け合い活動の創設、ふれあいサロン、うきうきサロンの運営とかいうふうな形を具体的にどういうふうな形でやっていくかというのを、講座をつくってやる、そういうふうな補助金などもあるわけなのですけれども、嵐山の場合、そういうふうな積極的な支援をいま一つやろうというスタイルもないし、それをやっていく課もないのです。

そういったアンテナを持つということをどこの課でやったらいいかわからないので、いま一步住民の方が踏み出すのに、とても難しいような状況にあるのではないかなと思うのですけれども、そういった積極的な活動を住民の方に働きかけていくということが必要だと思うのですけれども、そういった情報に関してはお持ちではないのですか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 そういう情報については、それぞれの担当で承知しているところもあるかと思います。私どもでは、官庁速報というのがよく回っておりますので、各地で特色のあるものが始まると、大体それに載ってきます。したがって、それらは、今度はこういうことで始まったのだなと、それは私どもも担当課のほうに言って、現在これがどういう形で行われているかというものも、調査をお願いしているようなこともございます。

したがって、今いろいろお話がありましたけれども、なかなか嵐山ぐらい

の組織でいくと、今渋谷議員ご指摘のように、その担当なり課をつくってどんどんそれを進めるという状況では、残念ながらいいのではないかなというふうに思っております。

いずれにしても、これからの一つの大きなそれらは課題であるかと思いますので、組織の中でどう対応していったらいいかというのは、今後研究をさせていただきたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) では、次に移ります。

こども課なのですけれども、こども課を何も教育委員会からまた別部門にしたほうがいいのではないかというのではなくて、こども課を見ていまして、こども課の6歳未満の部門とそれから学校教育の部門とは、かなり状況が違うなというふうに見ています。

それで、余りに業務が煩雑であるために、課長も見ていてもこれは気の毒だというふうに、私は実際に見ていて思うのです。確かに一緒に窓口に並んでいることはとても便利でしょう。そして、いろいろな児童虐待の問題なんかにもすぐにできるからというのはあると思うのですけれども、こども課1、こども課2というふうな形にしていかないと、グループ制でそれをやっているからという形になっていますけれども、それだけでは済まないような状況が、例えば子供医療費のことに関して言いますと、子供医療費のところを要するに乳幼児担当の方ですかね、それが一生懸命にやってみたりとか、もう人手

が足りないからそんな形でやっているという現状が、私はこども課のほうに行くと見えてきて、これは乳幼児医療費のほうはこども課の担当が直接にやらなくても、それこそ本当に別にお金の計算だけですから、別部門に出したほうがいいような部門かなというふうな感じで見ているのですけれども、そういったことを言っていて、こども課はこれから本当に子供が少なくなっていく上で、どれだけ大切な部門になっていくかということがあると思うのです。

それと、ある程度の業務のしやすさということを考えていかないと、あれを見ていて、年がら年中あれですよ、こども課は、一つの乳幼児グループの部門というのは、医療費のことを一生懸命やっていて、次のことは何なのだろうというふうな感じでいつも見えていても、私は見に行くたびにそう思います。それで、こども課1、こども課2という形で分けてあげたほうが、仕事がしやすいのではないかなと思うのですけれども、副町長や町長はそういったこども課の現状をはっきり把握されていますか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 先ほどもお答え申し上げましたように、こども課の現状というのは、細かいところまで私どもはつぶさに承知はしてございません。担当課長にお尋ねをして、先ほどご答弁申し上げたとおりでございまして、こども課をつくって、子供のグループをつくって、それでいろんな事業を行っているということの中では、現在の組織の状況が一番いいのではないかという

ふう聞いております。

したがって、今渋谷議員がおっしゃることについても、そんなに問題はなく執行されているのかなというふうに思っております。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) こども課のことに関して言いますと、私は乳幼児医療費という部門ができて、それに対して物すごく時間を割かれているというのを見るのです。何でこんなに、いつ行っても、いつもいつもこのこども課では計算ばかりしている。1人の担当の方がいらっしゃるのでしょうか、それで常にあれはすごく結構大変な事業です。特に医療費は、本来ならばこども課の仕事ではないのに、医療費の計算をしなくてはいけないという部分があって、それこそこれは民間委託の部門だなというふうに考えてみているのですけれども、そういうふうな発想でごらんになったことはないですか。

○藤野幹男議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。

今パソコンの打ち込みの話がございましたけれども、現在は臨時職員の方をお願いして、その辺の事務についてはやっております。したがって、以前は今おっしゃるようなことがあったのかと思いますけれども、現在の状況においては、その辺は大分改善ができていますのかなというふうに考えています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 次に移ります。

○藤野幹男議長 では、この際暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 3時01分

再 開 午後 3時16分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、質問事項2の北部ふれあい交流センターの必要性についてをどうぞ。

○13 番(渋谷登美子議員) それでは、北部ふれあい交流センターの必要性についてですけれども、(1)からいきます。

農業構造改善センターは、現在生涯学習部門、高齢者の健康づくり等の活用がされている。将来の人口構成より、菅谷に建設予定のふれあい交流センターのほか北部地区の人が利用しやすい拠点施設として農業構造改善センターを北部ふれあい交流センターとして設置する必要がある。

町長は、6月定例会の質問では、人口減が予測される中、新たに職員の増員は難しいという答弁でした。ですけれども、考えてみますと機構改革に当たっては職員配置とともに北部地区住民が利用しやすく、北部の持つ独自の伝承文化が継続でき、独自の課題がありますので、課題解決のための拠点施設がやはり必要であると考えます。ディマンド交通も、北部地区の拠

点施設を設置した中でのコースづくりが望ましいと考えます。

これは、特に東松山市の市民活動センターを見て思ったのですけれども、東松山市では公民館、集会所を市民活動センターに改正し、出張所機能と生涯学習機能を兼ね備えた施設に改正している。地域の課題解決のための地域協議会の設置も含め、必要な施策である。再度考え方を伺います。

2番目ですけれども、これにあわせて七郷小体育館の改修設計には、幼児、高齢者、車いすの方も利用できるように、トイレ、更衣室を付設して、学校施設であっても農業構造改善センターと併合した総合体育館として活用できる方法が必要であると思いますので、伺います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。

この問題につきましては、今渋谷議員のお話のとおり、前回の定例会のときに一般質問をいただきまして、町長のほうから答弁をさせていただきます。

公営施設が北部にあったほうがいいと思うと。なお、質問書にありますように、人口減が予測される中、新たな職員の増員というのは難しいのではないかなというふうなお答えであったかなと思っております。

先ほど第5次総合振興計画のお話もございましたけれども、その中にございます目標の人口、平成27年の目標人口が1万8,600人、そして平成32年の10年後の目標人口が1万8,100人というふうになっております。

現在の定員適正化計画、これは人口1万9,000人ととらえたときに、どのくらいのいわゆる職員の数を今後減らしていかなければいけないかというような観点に立ってございます。平成22年の職員数が、現在153人でございます。現在の適正化計画は、この間も申し上げましたように、最終的には平成30年に137人と、これが人口1万9,000人のときの一つの適正化計画ということで、職員1人当たりおおむね140人、町民の人口で140人ぐらいを今目標にしていっております。その結果が137人というふうなことでございます。

これが仮に今後の総合振興計画の目標人口の1万8,100人になったときに、1人当たり140人で考えていきますと、かなり減らさなければいけないと。約130人ぐらいかなというふうに考えております。したがって、なかなか今後職員が減る中で、新たな拠点をつくってそこに職員を張りつけてやっていくというのは、難しいのかなと思っております。

今、東松山市のお話をなされました。ちょっと調べたところ、市民活動センターというのが7カ所あるそうでございます。東松山市の人口が約9万人弱でございますから、1カ所当たり大体市民の数でいきますと、7カ所の活動センター大体1カ所当たり1万3,000人ぐらいというふうな状況で、職員の数を聞いてみましたところ、非常勤の館長さん、そして花の推進委員さん、この方も非常勤と。正規の職員が多いところで4人、少なくとも3人いると。そのほか再任用の職員が場所によってはいるというふうな状況だそうでござ

ざいます。

したがって、先ほども申しあげましたように、必要な施設であるというふうな考え方はもっともだと思いますけれども、なかなか現在の嵐山の規模あたりで北部のほうに一つのセンターというものを設置していくというのは、難しいのではないかなと思っております。

地域協議会というお話でございました。これは、合併した市町村のときに、各旧町単位というのですか、そういうところで協議会をつくって云々というのはございます。したがって、この辺についても嵐山町の規模あたりでいくと、なかなか難しいのではないかなというふうに今のところ考えております。

2番目の七郷小体育館の関係でございます。現在耐震診断を実施中でございます。その診断結果によって改修計画が、今年は設計まで予算をいただいております。七郷小の体育館がどういう位置にあるかというのは、皆さんご案内かと思っておりますけれども、北側については農構センターの石垣がございます。東側については、一段高いところに学童保育の施設がございます。そして、西側が玄関入り口になってございます。南側は、学校のいわゆる渡り廊下を通して体育館へ入るというふうな状況の中で、トイレとか更衣室をどういう場所で考えるかというのを考えたときに、スペースの上からいってなかなか難しいのではないかなというふうに考えます。

必要な施設だというのは、それは私もわかります。ただ、現状からいって、今の施設を仮に改修をして、どこかにトイレをつけたり、更衣室をつけたりす

るというのは、非常に難しいかなというふうに考えられるかなと思っています。

仮に浄化槽をつけたトイレをつくるというと、かなり費用もかかると。体育館ですから、一定の人数、学校の規模によってということでございますけれども、七郷小の体育館の場合は、ちょっと調べたところ、50人槽ぐらいの浄化槽が要るといって、本体の製品の値段だけでも約900万ぐらいすることだそうです。それにトイレの施設をつくったり、接続をしたり、掘ってどうだっという、それだけでもかなり高額になってしまうのかなというふうに思っております。

いずれにしても、現在耐震診断を実施中でございまして、その結果によってどういうふうな改修が必要なのかというのが、まず基本的なのかなと思っております。そんなに大幅にいわゆる耐震の補強というのをしなくてもいいのかどうか、あるいはかなり大がかりな耐震の補強が必要なのか。これは、昭和42年につくった建物ですから、かなり年数も経過をしております。したがってどういう診断の結果が出るのかというのが、今定かではございません。したがって、今後その結果によって、屋根の雨漏りだとか、天井裏にあるアスベストの問題だとか、いろんな問題があるわけなのです。したがって、本体の改修して耐震補強するのに、どのくらいお金が実際にかかるのかというものが出てこない、ほか云々というのはなかなか現在の状況では難しいのかなというふうに思っております。いずれにしても、間もなく耐震診断の結果が出てくると思っておりますので、それらを見て、今後はまず現

在の体育館をどう改修、そして耐震補強することによって費用がどのくらいかかるのかと。

そして、これは仮定の話でございますけれども、一般的な話で申し上げますと、耐震の改修、耐震補強して、あるいはそこである程度の改修をするのが、例えば新たにつくったときの全体の費用の3割を超えてしまうというふうなときには、また思い切った考え方もとっていかざるを得ないかなというふうに一般的に言われておりまして、今の段階ではその辺についても何とも申し上げられません。

したがって、トイレがどうだというのは、前々からお話があるわけでございます、できればそういうふうの実現できれば大変いいのかなと思っておりますけれども、今のところそういう耐震診断中でございますので、今後の見通しがはっきりしないということで、答弁をさせていただきたいと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 副町長にしましても町長にしましても、あればいいけれども、職員適正化計画の中でそれを持つてくることができないという答弁です。ですけれども、これはいろいろなやり方があって、NPO法人に任せてみたり、それから非常勤だけでやってみたり、いろんな形がある中で、職員の適正計画の中でだけ物事を考えていくのであるならば、今後北部地区の方たちというのは非常に不便な思いをします。

私は、北部地区の方たちは北部地区の課題があるので、そこである程度のものが解決するほうがいいだろうと思っていまして、今どう考えましても、ちょうど北部と南部に分かれていて、南部というのですか、市街地側のほうからちょうど半分のところにあって、そしてそこに、駅側のほうにふれあい交流センターができるとか何か、いろいろできますけれども、北部の人は本当にそこまで来るのにとっても大変だなという状況があって、その中でいろいろな生涯学習をやっているのですけれども。

農耕センターの使用状況を見てみました。そうしたら、産業振興課関係のものが19%、教育委員会関係のものが58%、健康福祉の関係が6%、その他というのは名前から判断しているので、もしかしたら健康福祉にかかわるものかなというのと、あと山口泰明の講演会とか、そういうのも含めて17%、そんな感じでした。ですから、生涯学習にかかわるものはとても多いわけです。

生涯学習にかかわるものは、そのほかにいろいろなことを北部でもやっています。でも、北部地区ふれあい交流センターという形にして、はっきりしたものにした場合には、そういった形のいろいろな講座が公民館講座として新たにつくれるわけです。そして、放課後子供教室は、公民館だから非常に使いにくいという、北部の子供たちはできないという、非常に難しいと言われてみたりする。そういった形のことも課題解決できるわけです。それを単純に税収が少なくなっただけで、そして職員適正化計画の中でそれができないという

ふうな形だと、発展性はないですね、北部地区の。

私が七郷小の体育館についてあえて言うのは、七郷小の体育館は結構夜間でも使われている方がいるし、それからそれなりに使われている状況を見ていると、農耕センターのほうでもかなり体育館使用、体育館にかかわるような事業も現在されているということがわかってきましたので、そうするとそれなりにやっぱり北部地区のふれあい交流センターというものを考えていて、そしてダイヤモンド交通もそんな形での対応をしていかないと、多分これからの高齢化社会になって、見てみますと、私もずっと歩いてみたのです。歩いてみたというか自転車で回ってみて、これはやはり自動車のない方は本当に不便するなというのがわかります。

自動車のない方が、そして公民館まで来るといよりも、そのところで北部の中である程度のことができるようにしてみたり、北部独特の文化があって、それを一緒に北部ふれあい交流センターの文化財というふうな形でやると、子供たちの祭りばやしとか、そういったことも一緒にできるわけです。そういった形の文化の発展というのを考えたときに、単純に職員の適正計画だけで切っていった場合には、やはり私が言うように七郷小はそのうちにやっぱり閉校になって、統合してとくような形になっていく、町自体もそういうふうな考え方でいるのだろうかというふうにとるわけなのですから、1つせめて20年か30年間ぐらいは、そのところである程度の文化というか、それから里山を維持していく、里山といいますか、谷津田を維持していくよう

な、沼を維持していくようなそういった視点を持った地域経営というのが必要であると思うのです。

その地域経営の視点を生かすということが、まさに北部地区にふれあい交流センターをつくっていくということであると思うのですが、地域経営の視点は、そうでもなければなかなか難しいと思うのです。地域の方たちが地域に集まれる場所、それもこれは見ましたけれども、各区が非常に小さい区です。人口の小さい区、その中でいろんなことをやっていくのではなくて、もう少し広がった集まりの中で、そして自分たちの地域をどうしようかというふうな発展性がある考え方を持っていいと思うのです。

私は、公民館をどうするかというのと、社会教育をどうするかというので、いろいろ調べてみました。やっぱりNPOを使って、そしてきらりと光るものを、事業を市民活動センターのような形で展開して、その中でいろいろな女性とか若者が地域の中でまた生き生きしていくという例が、結構出ているのです。

そうすると、単純に職員適正化計画だけで割り切って、そしてそれは合えばいいけれども、それはできないという形で言うのではなく、では正しい公共としてそれをどのような形でつくっていくかというポジティブな発想が必要なのですけれども、そのポジティブな発想が出てこないのがとても残念なのですけれども、ポジティブな発想にならないでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 ちょっと全体的なお話でございますけれども、先ほど申し上げましたように今後人口が減っていく中で、町の施設はどうあるべきかというのを考えたときに、基本的にはなかなか新たに云々というのは難しいのではないかと。それは当然人口が減っていけば、財政もそういうふうになっていきます。

したがって、そういうのを基本的に考えていったときに、今後新たにどこかに拠点をつくるとか、求めていくとかというのは、非常に難しいのかなというふうに基本的には考えています。したがって、町長もそういう答弁をしたのかなというふうに私も認識をしております。

先ほど東松山市の例を申し上げましたけれども、東松山市はもともとの旧村というのですか、そういう単位でその7つのものがあるというようなことです。そういうことを考えていったときに、当然嵐山でも菅谷の村と七郷村を考えていったときには、当然北部にもそういうものがあってしかるべきというのは、それは一般的な当り前の考えかなと思っています。ただ、そうはいつでも、現在、今後を考えていったときに、なかなか渋谷議員がおっしゃるような形のものというのは、難しいのではないかなと思っています。

農耕センターについては、先ほど利用状況のお話ございましたけれども、それなりに利用してございます。したがって、先日も大きな歌のイベントがございましたけれども、農耕センターの会場にあふれるほどの人が集まって、

催しもされておりました。したがって、そういう意味では、現在の状況においてもそれなりの機能をしているのかなと思っております。

ダイヤモンド交通のお話ありがとうございましたけれども、先ほど申しあげましたように、今プロジェクトチームで研究をしておりますけれども、基本的にはドア・ツー・ドアでどういう形でいくのかということでございまして、それらはそれらの一つのシステムができ上って発足していけば、それなりの案内というのですか、車を持たない方についても便利に利用していただけるのではないかなというふうに思っています。

基本的には、先ほど申しあげましたように、今後の少し長い期間に立って考えたときに、なかなか新しいところに新しい拠点をつくっていくのは、非常に難しいのかなと、基本的には考えています。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 北部にはいろいろな施設がありますよね、それを統廃合していけばいいのですよ。そうすると、1つのものが出てくるし、そうするとそこから財源も出てきます。そういうふうな形で考えていくと、もっといろいろな発展性のある考え方ができます。それが、そのところで踏みとどまっていて、そして北部全体というか嵐山町全体を見たときに、やはりあそこから公民館というのですか、まで来るのは、今見ても北部の方というのは、今の段階では北部の方は55歳前後の方が一番多いですね、年齢的には。これは、菅谷地区や志賀地区とちょっと違っているのです。

菅谷や志賀のほうは 60 歳から 65 歳代の方がピークなのです。ちょっと違っていて、今のところ北部の方はまだ少し若いのです。年齢構成的に、見ていると。だけれども、それが 10 年、20 年たったときに、そういうふうな形にはなっていなくて、もっと今は菅谷や志賀の人たちもなるだけ近くのところ、近くのところに行きたいというふうな感覚が多い。でも、今北部の方は、まだ車が使えて、そして元気な高齢者と熟年ちょっと手前の人たちが動いています。だけれども、それがもうちょっとたったら、そういう形ではなくなってきます。そのときにどうするかということを考えるような力、そして北部には北部の独特の文化があるなというのを私は感じているのです。

これはちょっと菅谷地区とは違う土壤があるというふうに思っていて、それを公民館で一緒のような形でやっていく、今一緒にやっていらっしゃる方も多いと思うのですけれども、そうではない形でやっていったほうが、文化的な土壤というのですか、それは育っていくのだろうなというふうに思うのです。それをつくっていくことに 10 年、20 年のスパンでやったら、それは 20 年、30 年の期間で見たら、ますますそのほうが必要なのです。そうでなかったら、あそこの地域は完全に廃れていきますよ。

なので、北部地区ふれあい交流センターというものが必要なのではないかというふうに言っていて、それは地域ケアをしていて、今の現状の地域ケアだけを考えたらだめなのです。将来の地域ケアを考えたときに、過疎化させるのか、それとも限界集落にさせて、こっちは限界集落にはなりませんよ、

志賀地区のほうは。志賀や菅谷のほうは便利になってきますから。

だけれども、北部地区は限界集落までいなくても、しっかりしたものをある程度つくっていかないと、限界集落とは言わないけれども、そういった状況に、これ見ていてわかるのですけれども、北部地区のほうは20代の方から40代の方がうんと少ないのです。だから、若い人たちは北部から出ていくのです。そして、別のところに行って生活している。それを戻していくということではないのだけれども、今の現状の中で、現状の人口の中で、北部の方たちがそれなりの生活ができていくような拠点をつくっていかなくてはいけないときに、嵐山町の財政と職員の定数だけで考えていて、そしてそれに中央にダイヤモンド交通の拠点を持って行って、それをやっていくというのは非常に無駄ですよ。

だから、小さいもともと七郷村というのがあったわけです。七郷村の範囲の中でやって行って、それを住民の方たちがバックアップするような形で地域ケアをしていくほうが、北部地区のほうはまだ文化としても栄える、消滅しないと思いますし、里山のことに關しても、谷津田や沼に關しても、それなりの形をまだ維持することができる。今の現状というのは、こちらはまだ50歳から55歳、60歳までの方が多から、そこを何とかやっていける。

だけれども、あと10年たったら、それがどうなっていくかということを考えたときに、やっぱり北部地区の人のことも考えて、それはいろいろなことを統廃合しながらそこに一つの拠点を持っていくということの方が、地域経営の

視点としては必要だと思うのですけれども、その点については町長はどうお考えになるのですか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 私は、前回の議会でも基本的な考え方はお聞きをしております、今回の議会でも同じようなご意見かなというふうに聞いておりました。

副町長から答弁をさせていただいておりますけれども、基本的にはそういうことでございます。そこに拠点をつくらないから、北部の文化が消滅をしてしまうとかということではないのです。町内全域の人たちが交流センターなら交流センターをどうやったら使いやすい形になるか、それにはこっちにもあっちにもつくったらいいのですけれども、それができない状況であるとする、一つあるこのところをどうやったら使えるのだろう、それを使いやすくするにはどうしたらいいのだろうということが知恵だと思うのです。ですから、ダイヤモンド交通の話も出てくるし、今の町営のバスみたいなものが、これから1台でいいのだろうかという意見も出てくるわけです。

今の農耕センターのところに、例えばすぐ近くのお年寄りの人が、そのところに行きやすいかといったら、近くのところに住んでいたって行きやすいと思うのです。やっぱりあそこのところを上って行くとなると、それこそ大変なことだと思うのです。ですから、そこに行くにしても車で行くのだと思うの

です。だから、車に5分乗っても、車に10分乗っても、そんなには変わらないのです。

ですので、そういうようなことも考えて、それで今言った人的な配置も考えて、それでそれには今の中でどうやって町民サービスの低下を防げるか、よりよい町民サービスが提供できるか、そのところをこれから考えていかなければいけないわけです。ですから、今までのようなこのふやすやり方、規模を拡張するやり方、数をふやしたり拡張したり、そういうことというのは非常に難しいと思うのです。

ですので、今あるものをいかにグレードアップをして、そしてそれを使いやすくして、それにはそのところをどういうふうにしていったら皆さん来ていただけるか、集まりやすいようになるのか、そのところをみんなで知恵を出し合って、今ある嵐山町の財産をどう活用していくのか、そこが一番の原点だというふうに思っておりまして、先ほど来から答弁をさせていただいている、副町長が答弁しているような状況で、これからは進めさせていただきたいというふうに基本的に考えております。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 基本的にそういうふうな考え方でいくと、北部地区というのはだんだん、だんだん人口が減少していったら、そして全部菅谷地区のほうに皆さん来てしまいます。私はそのところが、そのままでやっていいのかということを言っているわけで、車に乗ってと、車に乗って

くと言いますけれども、私もそうですけれども、10分と5分とでは車の感覚というのは全然違います。あそこだとふるさとからふれあい交流センターまで20分、菅谷までは車で15分くらいですか。でも、ふるさとから農耕センターまでは5分くらいではないですか。

そして、私が言っているのは、別に職員をふやせと言っているわけではないです。新しい施設をつくれと言っているわけではない。機構改革をして、そこに持って行って、そして地域の拠点としてその中でまちづくりをしていく、北部のまちづくりをしていくような形でやっていったらいかがなのですかと言って、ずっと農耕センターの使い方を見てみました。そうしたら、そういうふうな形で北部の人たちが自分たちのまちを考えていこうというふうな集まりはないです。そうですよね。

そして、私はこの前の第5次総合振興計画についてのパブリックコメントがあったので、行きましたけれども、そこには北部地区の方はだれも来ていなかった。そのくらい北部地区の方は、自分たちのことはもう全然、どういふうなことをやっていったらいいかということもないし、もともと3人しかいらっしやらなかったあれですけれども。

北部の人たちは、では北部全体で七郷小の、私は七郷小というのがある程度まで、あと30年ぐらいは少なくともあそこにあるのだろうなと思うと、その部分を支えていかなくてはいけない、ものをつくっていくべきであろうと考えるので、そういうふうなことを考えなくて統合していてもいいというので

は、それはまた考え方が違うのです。だけれども、そこにあって、そして七郷小の体育館があってやっていこうというのだったら、北部地区の拠点というのは、一つの北部の七郷地区の人たちの地域のまちづくりの考え方を反映できるようなシステムをつくってもいいのではないですか。

そのために、別に職員でもない、それから財政だってそんなにNPO法人や、移管したときとか別のやり方があると思うのですけれども、指定管理者制度にしたりしたときに、どの程度の金額でできるかという、そんなに高い金額は出ないですよ。いろいろ出ていますけれども、NPO法人でやったときに、女性や若い人が入ってきて、それで運営していく、そういうふうなこともきっかけとして考えないで、ただただ中央に集中して、それをうまく使いやすい方法でやっていこうというのは、やっぱり人口集中を菅谷のほうに持っていく、市街のほうに持っていく。これだけ区画整理したのですから、家はどんどんできていますから、便利なほうに持ってきたほうがいいというふうな考え方がなりますよね。

そういうふうなものを区画整理をしているわけですから、そういうふうな発想が嵐山町の中にあってもいいかもしれないけれども、そうではなくて、谷津田とかそれから地域の沼を維持していこうとしたときに、やはりそういった施設がなくてはいけないと思うので、それについての考え方を私は町長や副町長や町は改めるべきだと思いますけれども、その点について。

そして、その経営の仕方というのはいろんな方法があって、私は別にふ

やせと言っているわけではなくて、統廃合していけばいいでしょうというふう
に言っているわけです。公民館事業、社会教育事業の中にもいろいろありま
す。それを統廃合していくことでできることはたくさんありまして、公民館事業
はあそこでもやれるのです。だけれども、今あそこは産業振興課の担当にな
っているから、公民館事業は行われていない。でも、現実には幼稚園も使っ
ているし、いろんなものを使っていて、かなりたくさんの教育委員会関係の
仕事が行われていて、本当に私もびっくりしたのです。これはかなりあるなと
思って、書道会だとか、それからPTAも使っていますし、草木染めクラブだとか、
いろんなものを使っていて、それは公民館事業としてそこでやって、幾
つかそこで発展させていけば、それができることになる。

では、せめてなのですけれども、私は産業振興課にある農業構造改善
センターを社会教育課のほうの担当に移していくほうが、うんと統合整理で
きくと思うのです。だって、これですと本当に産業振興課のものというのは
少ないのです。18%だったと先ほど言いましたけれども。それよりもよほど
教育委員会レベルでいろんなことをやっていくほうが、次の発展性があると思
います。その点についていかがですか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 考え方自体がちょっと違うのですね。それで、おっしゃるこ
とは全くそのとおりなのです。ですから、拠点があればいいと言っている

のではないですよ、あったほうがいいと言っている。だけれども、これから5年先、10年先とおっしゃっていましたが、そういうときどういうふうになるのだろうということなのです。

そして、今文化的な事業なんかも行われている。書道にしても染め物のあれにしても、夜、今やっているわけです。それで、そういう人たちは、こっこの中央公民館でもやっていたり、ほかのところでもやっていたりする人たちがそのところを活用して夜やっている。だから、いろんな活用の仕方というのはあるんです。

教育委員会が別にどうこうしなくたって、自分たちでやろうという意識がある人というのは、そこを使うわけなのです。だから、そういう使いやすいような状況をつくっていけばいいのではないかと思うし、それとやっぱり何を置いても、そのところで今NPOにしたらどうだとか、いろんなボランティアのグループはどうだというような話がありましたけれども、そのところどう皆さんをリードして、どういう形で使っていくかという人の問題、最後は人の問題だと思うのですけれども、そういうことがあると思うのです。

ですから、渋谷さんがお考えになっているものというのが、どこまでどういうことというのは、すべて私にはわかりませんが、私たちが思っているものというのは、今おっしゃったようなこととちょっと違う部分がありますけれども、そういうものが必要で、そういうふうにしたほうがよくなっていくという、成果が上がっていくということはあるでしょうけれども、そういう形でなくて

も成果は落ちないというふうに私は思っております。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) しつこいようですけれども、町長に関しても町に関しても、新しい公共をつくるというふうな感覚はないですよ。今の行政の中でやっていて、それなのにいろいろなことは地域住民からの提案を待ってやっているというふうな形です。

新しい公共をつくるために、地域住民の提案を待っているいろんなことをやっていて、そして公民館事業でやっていることは向こうにやっていく。でも、私が言っているのは、せめてそれならば、もうこれですよ。産業振興、農業構造改善センターは、昭和 62 年施行ですから、補助金の対象にもとづくになっていない、補助金から別の形に使えるような形になっている。そうすると、新しいシステムの中に組み入れて、そしてそのところで考えていくほうが、よほど嵐山町にとってやりやすい。出張所もそこに1人か2人の人が入ってくる、非常勤でいいわけですよ。今だって非常勤でやっているのですから、1人ぐらいは。ほかのところでは非常勤でやっているところもある。そうすると、出張所機能もあつたら、それなりに七郷地区のまちづくりということを考えることができると思うのです。

中央で全部考えていたら、本当に北部の人たちは、平沢の土地区画整理組合もありますし、むさし台ですか、それからもっと今度は川島のほうに広がってきます。そういったところに多分これから移転していくか、東松山の

ほうに移っていらっしゃる方もいるし、歩いてみると、決してすべての人がそこで生活しているという状況ではないということがわかってきました。

そういった状況が、多分10年後ももっともっと進んでいこうけれども、20年、30年のスパンで考えたときどうかということを言っているのも、その点について言いましたけれども、新しい公共をつくっていくという考え方があるのかどうか伺います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 新しい公共というのが、渋谷さんの考え方は私と合っていないかもしれないです。私が思っているその公共、新しい公共というのは、今までやってきたことを、今までやってきたのが古いというわけではなくて、そういう状況がこれからなお綿密にできていくのが新しい時代に合った新しい公共だというふうに思っているのです。しかし、その位置づけが渋谷さんとちょっと違うかどうかわかりませんが、私はその新しい公共、新しい時代に合った公共、そういう考え方をしっかりつくっていくことが一番必要なのだというふうに思っていますので、それらに合った形でやっていきたい。

それで、先ほどお年寄りの話も出ましたが、渋谷さんは資料を持っているようですから、そこにも書いてありますけれども、65歳以上の人が嵐山町を中心とした1キロ圏内の中に82.2%いらっしゃるのです。ですので、福祉関連のことをやったら、そのところをやはり密にやったほうが近くのこ

とができるのです。そのほかの 17.8%ですか、そのところは、違った形の足で行けるような、そういう形で使えるような形をして、近くのところは歩いていったり、何かができる体制のものができればいいと。

ひとつですから、社協でも今あの地域の区長さん、あるいは民生委員さん、あるいは健康づくりの会を存続というか、終わった後、自主的にやっているグループの会長さん等で今度お借りをした社協の事務所、私立幼稚園の跡、そのところで集まれるような会をつくっていこうという話も進んでいるようですけれども、それらも地域の人たちが中心になってやっていただくというようなことになってくるわけでありまして、知恵をこれから出して、そしてある施設を今まで以上に有効活用していくことが、町民にとっても幸せなことではないかなというふうに考えております。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) このことについては、町長の考え方が変わらないようですので、何回もこれから質疑していきます。

次にいきます。七郷小の体育館については、私はこれとセットで考えていましたので、これについてはまた今度やります。

次ですけれども、生涯学習事業にユースコースの開設をということですが、けれども、嵐山町に公立高校がなく、若い人の育成にかかわることができにくいわけなのですけれども、若者と嵐山町の接点をつくる必要があると考えています。

以前、成人式の企画については、取り組みからという教育長の答弁でした。ローカルでかつグローバルな課題を学校とは異なる場で、若い人が企画、学習する青年塾的発想の講座の設置が公民館事業などで必要だと思いますので、考え方を伺います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 時間も残り少ないので、半分ぐらいしか考えたことを言えないかもしれませんが、決論的に町の若い人に視点を合わせた質問、本当にありがたいと思います。議場でもそうですけれども、どうも子供はどうするのだ、安心安全どうするのだ、高齢者を含めた大人の間にあって若者が町や地域の活動だとかかかわりに全面に登場する、そういう場面が非常に少ないし機会もないと。これは現状だし、またいたし方ない面もあると思うのですけれども、やっぱり活力あるまちづくりだとか、若者自身の成長だとか、将来の人材育成、そういったことを考えれば、渋谷さんお話のように、若者と町の接点をつくる必要があると、これもう本当に意義のある提案だというふうに思います。

その接点をつくる方向性や可能性というのは、すぐとはいかないと思うのです。やっぱり下地があり、いろいろな基礎ができて自主的なかかわりができてるのだと思いますけれども、そういう接点をつくる可能性というのは、やっぱり3つぐらい手順を考えて可能性を探っていかなければいけないなど。

1つは、まず私たちの目で若者を見る、理解すると、そういう観点から可能性を探る。2つ目は、若者の出番をつくと、登場してもらおうという観点から。3つ目は、若者の目線やアイディアで、その若者の目線とか発想をまちづくりに生かすというこの3つの観点で接点をつくっていく必要があるだろうと。

1番目のその若者を見る、理解するというのは、今の若者はやっぱりそれぞれ価値観だとか行動様式が我々と違って、一端を見れば危うさがあったり未熟さがあったりする場面もありますけれども、ぜひ一部を見て全体を評価することなく、若者のその可能性を信じて、そして理解をしてあげると。そこから何かスタートするのだろうと。

2つ目の若者の出番をつくるというか、表舞台に登場してもらおうというのは、私はいろんな事業だとか活動を見て、結構今の若い人たちはいろんなものに活動を積極的にやってくださる方がいるのです。ただし、その活動をするそれ自体の人たちの縦軸と横軸と仕組みがまだできていないと。これは、行政が意図的につくっていったらあげなければいけないかなというふうに思います。

それから、3点目の若者の目線とか発想をまちづくりに生かすという点では、教育委員会としても、例えば公民館運営審議会とか、社会教育委員会、できるだけ20代の若い人に入っていただきたいなということで、幾らかは努力させてもらったのですが、何せ充て職関係が多いものですから、で

もなるべく若い人の発想だとか、アイデアとか、目線を生かすように、委員を委嘱するような方向で今やっています。

最終的には、成人式の話がありましたけれども、今2つ考えているんです。表舞台に登場していただくということ、1つは成人式を今までのやり方と抜本的に変えて、若者たちが自分たちの成人式は自分たちで企画、運営してやるのだということで、中学生、高校生、成人の先輩を含めて実行委員会形式でやって、教育委員会はその後押しをしていくというので、うまくいくかどうか分かりません。しかし、チャレンジしてみる、それが1つ。

それから、2つ目は、10月30日に124条報告のときにさせていただきましたけれども、子育てにいろんな文化事業だとかスポーツ活動だとか、もういろんな活動に携わっている方々にお集まりいただいて、嵐山町の子供の健やかな成長にかかわる活動の今後に向けてシンポジウムをしていく。その中で、体験活動の発表も中学生も含めて小学生もやっていただく。それから、パネルディスカッションには5～6名の方をお願いしているのですけれども、20代の方をやっぱり何人かお願いすると。そういう町のいろんな事業の中に思い切って若い人を登場させて、そこで実績をつくっていくとか、下地をつくっていくと。そういう中から、主体的にお話のような講座なんかも自分たちでできてくるようになるのだろうと。そのためには、何か仕掛けをつくってあげるというのが行政の役目だと思うのです。

ですから、講座の中身どうする、運営をどうするのだとか、組織をどうす

るのだ、講座の内容をどうするのだなんていうのは、それは若い人たちが主体的につくっていかなければいけないことだろうと。教育委員会はそういうことで、教育委員会の所管する事業の中では、そういうお手伝いをさせていただきたいと、そういうふうを考えております。

ポジティブな答弁になりましたでしょうか。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 渋谷議員の残り時間5分でございます。

渋谷議員、どうぞ。

○13 番(渋谷登美子議員) ありがとうございます。

いろいろ見ていたら高校生講座というのをつくっている公民館なんかもあるようで、高校生講座というよりは、むしろスケボーの講座とか、それから今iPhoneで動画をつくれるとか、そういった技術を持っていらっしゃる方が嵐山町にいらっしゃるので、そういった講座をつくったら、例えば放課後子供教室でも手伝っていらっしゃる方なんかが、少しでも入っていくとやがて中学生なんかも入ってきて、少しずつ膨らんでくかなというふうに考えているのですけれども、それも若い人の形というか、今後のことという形だと思うのですけれども、若い人を何とか引っ張っていくという形ではおもしろいかなと思っていて、シンポジウムでこの10月30日のというのは、とりあえず1回こっきりのものなのか、毎年続いていくものなのか、伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 加藤教育長、簡略にお願いいたします。

○加藤信幸教育長 1回目の様子を見て、これが発展しそうだったら、さら
にご協力をお願いして、続けていきたいなと考えております。

○13 番(渋谷登美子議員) はい、わかりました。

○藤野幹男議長 よろしいですね。

どうもご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○藤野幹男議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後 4時03分)